

第1664回島根県教育委員会会議 議題書

令和7年7月22日(火)
日 時
13時30分~

第1664回教育委員会會議議題

期日 令和7年7月22日(火)

議題	
一公 開一	
(議決事項)	
第6号 島根県立高等学校規程及び島根県立高等学校通信教育規程の一部改正について（学校企画課・学校教育課）	1
(報告事項)	
第14号 令和8年度島根県市町村立小・中学校等校長人材希望制度実施校決定について（学校企画課）	2
第15号 令和8年度（令和7年度実施）島根県公立学校教員採用候補者「一般選考試験」（第1次試験）の結果について（学校企画課）	3
第16号 令和8年度島根県公立高等学校入学者選抜の基本方針について（学校教育課）	4
第17号 島根県生徒指導審議会委員の異動について（学校教育課）	5
第18号 島根県社会教育委員の異動について（社会教育課）	6
第19号 島根県立図書館協議会委員の改選について（社会教育課）	7
第20号 史跡の追加指定等について（文化財課）	8
第21号 石見銀山発見500年島根県記念事業について（文化財課）	9

島根県立高等学校規程及び島根県立高等学校通信教育規程の 一部改正について

1 改正理由

- ・ 島根県立高等学校等条例（以下、「条例」という）の改正（収入証紙の廃止及び島根県公立高等学校入学者選抜へのインターネット出願の導入）に伴い、所要の改正を行う必要がある
- ・ 入学又は編入学の際に必要な誓約書の保証人に関し、保証人確保の負担軽減及び社会情勢の変化に伴い保証人の意義が薄れていることから、保証人の規定を廃止する必要がある
- ・ 生徒等が成年者である場合、保護者の連署（又は連記）の必要なく入学時等の手続が行えることから、所要の改正を行う必要がある
- ・ 卒業証書授与台帳及び修了証書授与台帳の電子化による割印等の必要性が薄れたこと、また、教職員の事務負担の軽減を図る観点から、割印等の規定を廃止する必要がある

2 一部改正する規則

- (1) 島根県立高等学校規程（昭和31年教育委員会規則第21号）（以下、「高校規程」という）
- (2) 島根県立高等学校通信教育規程（昭和32年教育委員会規則第4号）（以下、「通信規程」という）

3 改正内容

- (1) 入学志願（高校規程第23条・様式第13号（削除）・第13号の2（削除）、通信規程第23条・様式第6号（削除））
 - ① 入学検定料の納付時期の改正
 - ② 保護者の連記について規定
 - ③ 入学願書の様式の廃止（教育長が別に定める）
- (2) 入学・編入学（高校規程第23条・第27条・第28条（削除）・様式第14号、通信規程第25条・第29条の2・様式第7号）
 - ① 入学料の手続きの改正
 - ② 保証人の規定を削除
 - ③ 誓約書の様式の改正（島根県収入証紙はりつけ欄及び保証人欄の削除）
- (3) 転入学（高校規程第31条、通信規程第29条）
 - ① 入学検定料の納付時期の改正
- (4) 成年者に対する保護者の連署・連記（高校規程第34条の2・第36条の3第2項、通信規程第1条の2（新設）、第37条の4（新設））
 - ① 保護者の連署又は連記を要しないことについて規定
- (5) 割印等（高校規程様式第21号・第22号、通信規程様式第14号・第18号）
 - ① 様式における割印等の廃止
- (6) その他
 - ① 規定の整理
 - ② 経過措置（当面の間、改正前の様式で手続きができるよう附則で規定）

4 施行期日

公布の日から施行する

島根県立高等学校規程新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>島根県立高等学校規程</p> <div style="text-align: center; margin-left: 100px;"> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: left;"> 昭和31年12月18日 島根県教育委員会規則第21号 </div> </div>	
目次 [略]	目次 [略]
第1条～第22条 [略]	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定により、島根県立高等学校（以下「県立高等学校」という。）の管理及び運営の基本的事項を定めることを目的とする。</p>
(入学志願)	<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この規則において、「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、生徒を現に監護するものをいい、当該生徒が成年者の場合はこれに準ずる者をいう。</p>
第23条 県立高等学校に入学又は編入学を志願する者は、 島根県立高等学校等条例 (昭和39年島根県条例第27号。以下「高等学校等条例」という。)に定める入学検定料を納付した上で、保護者と連署又は連記した入学願書を、出身中学校等の長を経て、志願先高等学校長に提出しなければならない。	<p>第23条 県立高等学校に入学又は編入学を志願する者は、 <u>保護者と連署した入学願書</u>に島根県立高等学校等条例 (昭和39年島根県条例第27号。以下「高等学校等条例」という。)に定める入学検定料を添え 、出身中学校等の長を経て、志願先高等学校長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する入学願書は、<u>様式第13号及び様式第13号の2</u>に準拠して校長が定める。</p>
第24条～第26条 [略]	第24条～第26条 [略]
第27条 入学又は編入学を許可された者は、入学を許可されたときに、保護者と連署した誓約書（様式第14号）を校長に提出しなければならない。	<p>第27条 入学又は編入学を許可された者は、入学を許可されたときに、保護者<u>及び保証人（保証人をおく場合に限る。）</u>と連署した誓約書（様式第14号）<u>に高等学校等条例に定める入学料を添えて</u>校長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する誓約書に署名した保護者<u>又は保証人</u>が死亡したとき、又はこれを変更したときは、改めて誓</p>

約書を校長に提出しなければならない。

第28条 削除

約書を校長に提出しなければならない。

第28条 保護者の住所が遠距離にある場合、その他校長が必要と認めるときは保証人を置かせることができる。

- 2 前項の保証人は、その県立高等学校所在の市町村（特別の事情がある場合は近隣の市町村）に居住し、独立の生計を営む成年者でなければならない。
- 3 校長が不適当と認めるときは、保証人を変更させることができる。

第29条・第30条 [略]

第29条・第30条 [略]

第31条 他の高等学校から転入学を希望する者は_____、高等学校等条例に定める入学検定料を納付した上で、保護者と連署した転入学願（様式第17号）を校長に提出しなければならない。

第31条 他の高等学校から転入学を希望する者は、保護者と連署した転入学願（様式第17号）に、高等学校等条例に定める入学検定料を添えて校長に提出しなければならない。

2 [略]

2 前項の場合、校長は、相当学年に収容可能な場合において、その事由を調査し、選考の上、転入学を許可することができる。

3 前項の場合においては第27条_____の規定を準用する。_____

3 前項の場合においては第27条及び第28条の規定を準用する。ただし、県立高等学校から転入学した者については、重ねて入学料の納付を要しない。

第32条～第34条 [略]

第32条～第34条 [略]

(生徒等が成年者の場合の特例)

(生徒が成年者の場合の特例)

第34条の2 県立高等学校に入学者しくは編入学を志願する者、入学若しくは編入学を許可された者、他の高等学校から転入学を希望する者又は生徒が成年者である場合、提出する第23条、第27条及び第29条から前条までに規定する様式については、これらの規定にかかわらず、保護者が連署し、又は連記することを要しない。ただし、校長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

第34条の2 生徒が成年者であって、校長が特別な事情があると認めたものが、提出する第29条から前条までに規定する様式については、第29条から前条までの規定にかかわらず、保護者が連署することを要しない。

第35条～第36条の2 [略]

第35条 [略]

(卒業等)

第36条 校長は、高等学校の所定の教育課程を修了したと認められる生徒には、卒業証書（様式第21号）を、高等学校の専攻科の所定の教育課程を修了したと認められ

<p>(科目履修生)</p> <p>第36条の3 [略]</p> <p>2 前項の受講を希望する者は、<u>保護者と連署した科目履修生許可願</u>（様式第29号）を校長に提出しなければならない。<u>ただし、提出する者が成年者である場合（校長が特別な事情があると認める場合を除く。）は、保護者が連署することを要しない。</u></p> <p>3・4 [略]</p>	<p>る生徒には、修了証書（様式第22号）を授与しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第36条の2 [略]</p>
<p>第36条の3 [略]</p> <p>2 前項の受講を希望する者は、<u>保護者と連署した科目履修生許可願</u>（様式第29号）を校長に提出しなければならない。<u>ただし、提出する者が成年者である場合（校長が特別な事情があると認める場合を除く。）は、保護者が連署することを要しない。</u></p> <p>3・4 [略]</p>	<p>（科目履修生）</p> <p>第36条の3 単位制による定時制の課程においては、校長は、特定の科目を履修しようとする者があるときは、その者が、相当年齢に達し、かつ、その科目を履修することができるとして認めた場合に限り、科目履修生として、当該科目の受講を許可することができる。</p> <p>2 前項の受講を希望する者は、_____科目履修生許可願（様式第29号）を校長に提出しなければならない。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>3・4 [略]</p>
<p>第37条～第48条 [略]</p> <p>附 則 [略]</p> <p>様式第1号～様式第12号 [略]</p> <p>様式第13号 削除</p> <p>様式第13号の2 [削る]</p> <p>様式第14号 [別紙]</p> <p>様式第15号～様式第20号 [略]</p> <p>様式第21号 [別紙]</p> <p>様式第22号 [別紙]</p> <p>様式第23号～様式第30号 [略]</p>	<p>第37条～第48条 [略]</p> <p>附 則 [略]</p> <p>様式第1号～様式第12号 [略]</p> <p>様式第13号 [略]</p> <p>様式第13号の2 [略]</p> <p>様式第14号 [別紙]</p> <p>様式第15号～様式第20号 [略]</p> <p>様式第21号 [別紙]</p> <p>様式第22号 [別紙]</p> <p>様式第23号～様式第30号 [略]</p>

改正前

様式第14号

<p style="text-align: center;"><u>(島根県収入証紙をはりつけるところ)</u></p>
<p>誓 約 書</p>
<p>私は本校に入学しました上は、学則及び諸規定を守り生徒としての本分をつくすことを誓約します。</p>
<p>課程 _____ 学科 _____ 本人 氏 名</p>
<p>が御校に在学中は、保護者<u>及び保証人</u>としての責任をはたし、学業に専心させることを誓約します。</p>
<p>年 月 日</p>
<p>保護者 住 所 続 柄 氏 名</p>
<p><u>保証人 住 所</u> <u>続 柄</u> <u>氏 名</u></p>
<p>島根県立 高等学校長 様</p>

- (注) 1 保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、生徒を現に監護するものをいい、当該生徒が成年者の場合はこれに準ずる者をいう。
- 2 入学料に相当する額の島根県収入証紙をはりつけるものとし、消印しないこと。

改正後

様式第14号

誓 約 書

私は本校に入学しました上は、学則及び諸規定を守り生徒としての本分をつくすことを誓約します。

課 程 _____ 学 科 _____
本 人 氏 名

が御校に在学中は、保護者 _____ としての責任をはたし、学業に専心させることを誓約します。

年 月 日

保護者 住 所

続 柄

氏 名

島根県立 高等学校長 様

改正前

(様式第 21 号)

第			卒業証書
号			生名日月年
		右は本校所定の 科の課程を修めその業を えたことを証する	
		年月日	
	島根県立 高等学校長 氏		
		名印	
			校印
			割印

改正後

(様式第 21 号)

第		卒業証書
号		生名日月年
		姓氏
		科の課程を修めその業を
		右は本校所定の
		えたことを証する
		年月日
		月日年
		印
		校印
		島根県立高等学校長 氏
		名印

改正前

(様式第 22 号)

修了証書	右は本校所定の専攻科	校印
氏年月日生	別科（修業年限）年	科の課程を修了したことを証する
名印	島根県立高等学校長 氏	年月日
名印		
第号		
割印		

改正後

(様式第 22 号)

修了証書	右は本校所定の専攻科	校印
年月日	年月日生名	
(別科) (修業年限) 年	科の課程を修了したことを証する	
島根県立 高等学校長 氏		
名印		
第号		

島根県立高等学校通信教育規程新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>島根県立高等学校通信教育規程</p> <p style="text-align: center;">(昭和32年3月29日)</p> <p>島根県教育委員会規則第4号</p>	
目次 [略]	目次 [略]
第1条 [略]	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 島根県立高等学校（以下「高等学校」という。）に設置する通信制の課程で行う教育（以下「通信教育」という。）に関しては、別に法令に定めのあるものほか、この規則に定めるところによる。</p>
(定義)	
<u>第1条の2 この規則において、「保護者」とは、親権を 行う者、未成年後見人その他の者で、生徒を現に監護す るものをしていい、当該生徒が成年者の場合はこれに準ずる 者をいう。</u>	[新設]
第2条～第22条 [略]	第2条～第22条 [略]
(入学志願)	(入学志願)
<u>第23条 高等学校の通信制の課程に入学を志願する者は、</u> <u>島根県立高等学校等条例（昭和39年島根県条例第27号。以下「高等学校等条例」とい う。）別表第2第4号に定める入学検定料を納付した上 で、保護者と連署又は連記した入学願書を校長に提出し なければならない。</u>	<u>第23条 高等学校の通信制の課程に入学を志願する者は、</u> <u>入学願書（様式第6号）に島根県立高等学校等条例（昭和39年島根県条例第27号。以下「高等学校等条例」とい う。）別表第2第4号に定める入学検定料を添えて、</u> <u>校長に提出し</u> <u>なければならない。</u>
<u>2 前項に規定する入学願書の様式は、教育長が別に定め る。</u>	[新設]
第24条 [略]	第24条 [略]
(入学)	(入学)
第25条 [略]	第25条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 入学を許可された者は、速やかに、 <u>保護者と連署した</u> <u>誓約書（様式第7号）を</u> <u>校長に提出しなければなら</u>	3 入学を許可された者は、速やかに、 <u>高等学校等条例別表第2第3</u> <u>号に定める入学料を添えて、校長に提出しなければなら</u>

ない。

第26条 [略]

(退学)

第27条 生徒が、疾病その他の事由により退学しようとするときは、保護者と連署した退学願（様式第8号の2）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第27条の2 [略]

(転学)

第28条 生徒が、他の高等学校へ転学しようとするときは、保護者と連署した転学願（様式第9号）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第29条 他の高等学校から転入学を希望する者は_____、高等学校等条例別表第2第4号に定める入学検定料を納付した上で、保護者と連署した転入学願（様式第10号）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(編入学)

第29条の2 編入学を希望する者は_____、高等学校等条例別表第2第4号に定める入学検定料を納付した上で、保護者と連署した入学願書を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 [略]

3 第1項に規定する入学願書の様式は、教育長が別に定める。

(転籍)

第30条 生徒が、同一の高等学校内において、全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程相互の間又は他の学科に転籍しようとするときは、保護者と連署した転籍願（様式第11号）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(休学)

ない。

第26条 [略]

(退学)

第27条 生徒が、疾病その他の事由により退学しようとするときは、_____退学願（様式第8号の2）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第27条の2 [略]

(転学)

第28条 生徒が、他の高等学校へ転学しようとするときは、_____転学願（様式第9号）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第29条 他の高等学校から転入学を希望する者は、転入学願（様式第10号）に、高等学校等条例別表第2第4号に定める入学検定料を添えて_____校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(編入学)

第29条の2 編入学を希望する者は、入学願書（様式第6号）に、高等学校等条例別表第2第4号に定める入学検定料を添えて_____校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の場合、校長は、希望する者が相当年齢に達し、かつ、相当の学力があると認められる場合に限り、これを許可することができる。

[新設]

(転籍)

第30条 生徒が、同一の高等学校内において、全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程相互の間又は他の学科に転籍しようとするときは、_____転籍願（様式第11号）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(休学)

第31条 生徒が、疾病その他特別な事由により、 <u>引き続き6月以上学習の見込が立たないときは、保護者と連署した休学願</u> （様式第12号）を校長に提出し、休学を願い出 POSSIBILITY	第31条 生徒が、疾病その他特別な事由により、 <u>引き続き6月以上学習の見込が立たないときは、_____休学願</u> （様式第12号）を校長に提出し、休学を願い出 POSSIBILITY
2・3 [略]	2・3 [略]
(復学)	(復学)
第32条 前条の規定により休学した者が復学しようとするときは、 <u>保護者と連署した復学願</u> （様式第13号）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。	第32条 前条の規定により休学した者が復学しようとするときは、 <u>_____復学願</u> （様式第13号）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。
第33条 [略]	(卒業)
第33条の2～第36条 [略]	第33条 校長は、生徒が次の各号の全てに該当し、かつ、高等学校の全課程を修了したものと認められる場合は、卒業証書（様式第14号）を授与しなければならない。
(定時制の課程との併修)	(定時制の課程との併修)
第37条 [略]	第37条 [略]
2 高等学校の定時制課程に在籍する生徒が、通信制課程において希望する各教科・科目及び総合的な探究の時間を受けようとするときは、当該校長の許可を得て、通信制の課程をおく高等学校の校長に <u>保護者と連署した併修願</u> （様式第16号）を提出しなければならない。	2 高等学校の定時制課程に在籍する生徒が、通信制課程において希望する各教科・科目及び総合的な探究の時間を受けようとするときは、当該校長の許可を得て、通信制の課程をおく高等学校の校長に <u>_____併修願</u> （様式第16号）を提出しなければならない。
3 通信制課程の生徒が、高等学校の定時制課程において希望する各教科・科目及び総合的な探究の時間を受講しようとするときは、当該校長の許可を得て、定時制の課程をおく高等学校の校長に <u>保護者と連署した併修願</u> （様式第16号）を提出しなければならない。	3 通信制課程の生徒が、高等学校の定時制課程において希望する各教科・科目及び総合的な探究の時間を受講しようとするときは、当該校長の許可を得て、定時制の課程をおく高等学校の校長に <u>_____併修願</u> （様式第16号）を提出しなければならない。
4 [略]	4 [略]
(科目履修生)	(科目履修生)
第37条の2 校長は、特定の科目を履修しようとする者があるときは、その者が、相当年齢に達し、かつ、その科目を履修することができると認めた場合に限り、科目履修生として、当該科目の受講を許可することができる。	第37条の2 校長は、特定の科目を履修しようとする者があるときは、その者が、相当年齢に達し、かつ、その科目を履修することができると認めた場合に限り、科目履修生として、当該科目の受講を許可することができる。
2 前項の受講を希望する者は、 <u>保護者と連署した科目履修生許可願</u> （様式第17号）を校長に提出しなければならない。	2 前項の受講を希望する者は、 <u>_____科目履修生許可願</u> （様式第17号）を校長に提出しなければならない。

3・4 [略]	3 科目履修生が履修を修了したときには、校長は履修終了書（様式第18号）を交付しなければならない。 4 [略]
第37条の3 [略]	第37条の3 [略]
(生徒等が成年者の場合の特例)	
<u>第37条の4 高等学校の通信制の課程に入学を志願する者、入学を許可された者、他の高等学校から転入学を希望する者、編入学を希望する者、特定の科目を履修しようとする者又は生徒が成年者である場合、提出する第23条、第25条、第27条、第28条から第32条まで、第37条及び第37条の2に規定する様式については、これらの規定にかかわらず、保護者が連署し、又は連記することを要しない。ただし、校長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。</u>	[新設]
第38条～第41条 [略]	第38条～第41条 [略]
附 則 [略]	附 則 [略]
様式第1号～第4号 [略]	様式第1号～第4号 [略]
様式第6号 削除	様式第6号 [略]
様式第7号 [別紙]	様式第7号 [別紙]
様式第8号～様式第13号 [略]	様式第8号～様式第13号 [略]
様式第14号 [別紙]	様式第14号 [別紙]
様式第15号～様式第17号 [略]	様式第15号～様式第17号 [略]
様式第18号（第37条の2関係） [別紙]	様式第18号（第37条の2関係） [別紙]

改正前

様式第7号

誓 約 書

私は本校に入学しました上は、学則及び諸規定を守り生徒としての本分をつくすことを誓約します。

課 程_____ 学 科_____
本 人 氏 名

が御校に在学中は、保護者及び保証人としての責任をはたし、学業に専心させることを誓約します。

年 月 日

保護者住所

続 柄

氏 名

保証人住所

続 柄

氏 名

島根県立 高等学校長様

(注) 成年者については保護者の記入を要しない。

改正後

様式第7号

誓 約 書

私は本校に入学しました上は、学則及び諸規定を守り生徒としての本分をつくすことを誓約します。

課 程_____ 学 科_____
本 人 氏 名

が御校に在学中は、保護者_____としての責任をはたし、学業に専心させることを誓約します。

年 月 日

保護者 住 所

続 柄

氏 名

島根県立 高等学校長 様

(注) 成年者については保護者の記入を要しない。

改正前

様式第14号

第 号	島根県立 高等學校長 氏	年 月 日	右は本校所定の 科の課程を修めその業をおえたことを証する <input type="checkbox"/>	校 印	卒 業 証 書
					氏 年 月 日生 名

改正後

様式第14号

第 号	島根県立 高等學校長 氏	年 月 日	右は本校所定の 科の課程を修めその業をおえたことを証する <input type="checkbox"/>	校 印	卒 業 証 書
					氏 年 月 日生 名

改正前

様式第18号（第37条の2関係）

契印

第 号

履修終了書

生徒番号_____ 氏名_____

上記の者は本校通信制課程において科目履修生として下記の科目の履修を終了したことを証明する。

科	目	履修単位数
		単位

年 月 日

島根県立 高等学校長

印

改正後

様式第18号（第37条の2関係）

第 号

履修終了書

生徒番号_____ 氏名_____

上記の者は本校通信制課程において科目履修生として下記の科目の履修を終了したことを証明する。

科	目	履修単位数
		単位

年 月 日

島根県立 高等学校長

印

令和8年度島根県市町村立小・中学校等校長人材希望制度 実施校決定について

1 目的

校長人材希望制度は、次の目的を達成するために人事異動の一環として実施する。

- (1) 町村内で1小・中学校を設置する自治体が、地方創生の一環として、地域の人口減少・少子高齢化等の課題に向かうために、町村教育委員会により実施を希望する学校について、特色のある学校経営方針等を構築する。
- (2) 上記(1)の学校経営方針等に対し、実践する意欲と能力のある校長を県内から募集し、実際の学校経営をとおして対象自治体における課題の克服や目標等の達成を図る。

2 対象自治体と対象学校

川本町（川本小学校、川本中学校）

海士町（海士中学校）

西ノ島町（西ノ島小学校、西ノ島中学校） 校長兼務

知夫村（知夫小学校、知夫中学校） 校長兼務

3 申請校

- ・海士町立海士中学校 1校

4 決定校

- ・海士町立海士中学校 1校

5 特色のある学校経営及び取組計画等（別紙詳細）

6 スケジュール

6月 16日(月)	実施校決定及び校長応募通知
7月 4日(金)	志願書提出期限
7月 22日(火)	教育委員会会議 報告
8月	県教育委員会、海士町教育委員会合同実施による校長面接
3月	配置結果通知

7 参考

(1) 応募要件

次の全てを満たす者が校長人材希望制度に応募できる。

- ① 令和7年4月1日現在、島根県内の市町村立小・中学校等において、校長として勤務する者及び令和7年度校長採用・昇任候補者名簿登載者
- ② 昭和43年4月2日以降に生まれた者（令和8年4月1日現在、57歳以下の者）
- ③ 現任教務年数が2年以上（令和7年度末現在）の者

令和8年度島根県市町村立小・中学校等校長人材希望制度実施校募集内容一覧

学校名	学校経営方針及び特色のある取組計画	求める校長像	町村としての配慮
1 海士町立海士中学校	<p>海士町の教育大綱（令和6年3月）が示す「自分らしく生きる志を育む島」の実現に向けて、個別最適な学び、共同的な学び、創造・探究的な学びを推進し、島内の中学生の今と未来の幸せ（well-being）につながる魅力的な中学校を目指す。また、地域と教育の魅力により、第3期海士町創生総合戦略で掲げる親子島留学や子育て・教育移住を推進し、多様性の中で学びの充実を図る。</p> <p>○ 多様性の中でそれぞれ自分らしさを尊重できる「認め合う心」 ○ ともに助け合いながら悔しさや達成感を共有できる「たたえ合う仲間」 ○ 対話や試行錯誤を通してお互いの可能性を引き出す「高め合う学び」 上記に掲げた海士町教育大綱の基本方針を学校経営の根幹に取り入れながら、具体的には以下の3点について重点的に取り組む。</p> <p>① 小規模校ならではの強みを活かす「個別最適で協働的な学び」を実現するための校内体制の整備（自由進度学習をはじめとする個別最適な学びの推進や、生徒同士が助け合い、認め合う協働的な学びの場面の創出、教職員の時間を生み出す働き方改革） ② 地域との距離が近い海士町ならではの「探究的な学び」を実現するための、学校と地域との協働や関係性づくり（コミュニティ・スクールと一体となった学校経営や教育魅力化コーディネーターの活用） ③ 島前ふるさと魅力化財団やJICA派遣職員等において、学校や地域を飛び出し、相互の学びを高め合うためのグローカルな越境機会の創出に取り組んでおり、このような社会教育の動きを学校教育につなげていく。</p>	<p>(1) 海士町が目指す「自分らしく生きる志を育む島」の実践に向け、小さな島の学校の魅力や良さを掘り起こしながら、変えるべきところは変えるという主体性やチャレンジ精神を持った学校経営を行うことができる。</p> <p>(2) 教職員や教育委員会関係者はもとより、役場職員や地域住民などと分け隔てなく対話ができる協働性を持っている。</p> <p>(3) 個別最適な学びや協働的な学び、探究的な学びに関する知見を有している、又は外部の知見や人脉も積極的に活用し、柔軟に学校経営を進めながら自らも深く学んでいく姿勢を持っている。</p>	<p>○特色ある学校経営をサポートするための、町採用職員の積極的な配置 ・町加配常勤講師(数学・理科) ・共育(教育魅力化)コーディネーター ・特別支援教育コーディネーター ・特別支援教育支援員 ・教育支援センター支援員 ・スクールサポートスタッフ(大人の島留学生) ・学校司書 ・部活動地域指導員(バスケットボール、レスリング)</p> <p>○教員住宅の確保</p>

報告第15号
学校企画課

令和8年度(令和7年度実施)島根県公立学校教員採用候補者「一般選考試験」(第1次試験)の結果について

令和7年5月17日(土)に実施した令和8年度島根県公立学校教員採用候補者「一般選考試験」(第1次試験)の結果は次のとおりである。

校種等		採用予定	出願者	第1次試験			第2次試験	
				免除者※1	受験者※2	合格者	<倍率>(A)/(B)	受験対象者
小学校	一般枠 (勤務地域は全県)	130	332	0	304	296	1.0	296
	勤務地域限定枠 (石見地域または隠岐地域)	20	10	2	8	8	1.0	10
	数理枠(中学校数・理免許所有者) ※小学校全体の内数	(10)	(5)	(0)	(4)	(4)	(1.0)	(4)
	英語枠(中学校英免許所有者) ※小学校全体の内数	(10)	(8)	(0)	(8)	(8)	(1.0)	(8)
	特別支援教育担当 ※小学校全体の内数	(若干名)	(4)	(0)	(4)	(4)	(1.0)	(4)
	島根創生特別枠 ※小学校全体の内数	(20)	(10)	—	(10)	(10)	(1.0)	(10)
小計		150	342	2	312	304	1.0	306
中学校	一般枠 (勤務地域は全県)	107	291	8	259	220	1.2	226
	勤務地域限定枠 (石見地域または隠岐地域)	23	27	0	26	19	1.4	19
	特別支援教育担当 ※中学校全体の内数	(若干名)	(8)	(2)	(5)	(5)	(1.0)	(7)
	島根創生特別枠 ※中学校全体の内数	(15)	(7)	—	(7)	(7)	(1.0)	(7)
小計		130	318	8	285	239	1.2	245
高等学校	一般枠(勤務地域は全県)	40	291	18	243	149	1.6	167
	勤務地域限定枠 (隠岐地域) ※高等学校全体の内数		(3)	(1)	(2)	(2)	1.0	(3)
	特別体育専任	1	1	0	1	1	1.0	1
小計		41	292	18	244	150	1.6	168
特別支援学校	一般枠(勤務地域は全県)	25	44	2	40	39	1.0	41
	島根創生特別枠 ※特別支援学校全体の内数	(3)	(2)	—	(2)	(2)	(1.0)	(2)
小計		25	44	2	40	39	1.0	41
養護教諭		10	145	0	131	60	2.2	60
栄養教諭		1	29	3	25	9	2.8	12
障がいのある方を対象とした選考枠 ※全校種・教科の内数		3	(2)	(0)	(2)	(0)	—	(0)
合計		360	1,170	33	1,037	801	1.3	832

※1 免除者には辞退2名を含む。
※2 受験者には辞退100名を含めない。

島根かみあり国スポーツ競技力向上枠	若干名	4	—	4	4	1.0	4
-------------------	-----	---	---	---	---	-----	---

〈参考〉

○第2次試験

- ・期日 令和7年6月28日(土)～7月11日(金)
- ・会場 松江北高等学校、島根県教育センター・自治研修所
新大阪丸ビル新館、都道府県会館他(県外会場は小学校教諭又は特別支援学校教諭専願者のみ)

○試験結果の通知

令和7年8月6日(水)

令和8年度島根県公立高等学校入学者選抜の基本方針について

1 選抜全般について

- (1) 一般入学者選抜、特色入学者選抜（総合入学者選抜、中高一貫教育校（連携型）に係る入学者選抜、スポーツ推進指定校入学者選抜）を実施する。
- ア 一般入学者選抜においては、出願後1回に限り志願変更を認める。
- イ 一般入学者選抜における合格発表の時点で、欠員が生じた全ての学校・学科において、第2次募集を実施する。
- ウ 総合入学者選抜は、定時制・通信制課程を除き、全日制課程の全ての学科において実施することとし、その募集人員は、体育科を除き当該学科の入学定員の10～40%程度までで各学校が定めることとする。
- エ 総合入学者選抜、中高一貫教育校（連携型）に係る入学者選抜、スポーツ推進指定校入学者選抜においては、各高等学校が「求める生徒像」をもとに出願資格や出願書類を定め、各校において適正な選抜を実施する。
- (2) 県外からの合格者上限4名を超える高等学校の生徒の募集については、別に定める。
- (3) 松江市内、出雲市内にある県立高等学校全日制課程4校（松江北高校、松江南高校、松江東高校、出雲高校）の普通科については、地域外の合格者の割合を入学定員の10%（出雲高校は5%）以内に制限する。ただし、総合入学者選抜及びスポーツ推進指定校入学者選抜においては、地域外入学制限を適用しない。
- (4) 通信制課程においては、前期（4月）入学及び後期（10月）入学のための選抜を実施する。

2 一般入学者選抜における学力検査について

- (1) 問題作成
- ア 学力検査問題は、島根県教育委員会及び松江市教育委員会において作成する。
- イ 学力検査問題の作成にあたっては、委員等の人選及び作業の過程について細心の注意を払うこととする。

(2) 出題方針

高等学校教育を受けるに足る資質と能力が正しく判定でき、かつ、中学校教育をゆがめることなく、その充実に資することができるよう十分留意して、次の方針により出題する。

ア 中学校学習指導要領に示されている各教科の目標・内容に即して、問題の内容と程度を定める。

イ 単に知識や技能を問うのみでなく、知っていること・できることをどう使うかという観点で思考力、判断力、表現力等を問うことのできる問題を作成する。

(3) 学力検査（本検査）の実施

ア 実施教科

中学校の国語、社会、数学、理科、英語の5教科で実施する。

イ 実施期日

令和8年3月4日（水）

公立高等学校全日制課程、定時制課程について、一斉に実施する。

ウ 学力検査場

公立高等学校を学力検査場にあてるとともに、その管理は、各高等学校に設ける学力検査実施委員会が担当する。

受検者は志願先高等学校で受検する。ただし、特別な事情により最寄りの学力検査場で受検を希望する者については、最小限の特別措置を図ることとし、これについては別途指示する。

エ 実施時間・配点

実施時間は各教科50分とし、配点は1教科50点満点、合計250点とする。

オ 採点

採点場は、別に定める公立高等学校とし、採点者には採点場ごとに設ける学力検査実施委員会の委員をあてる。

(4) 追検査

実施期日は令和8年3月10日（火）の1日とし、面接及び実技を実施する場合もこの日のうちに行う。なお、実施教科及び実施時間は本検査と同じとする。ただし、対象者は学力検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず欠席した者とする。

3 その他

この基本方針に定めるもののほか、必要な事項は、令和8年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱で定める。

令和8年度島根県公立高等学校 入学者選抜関係日程表

24

月	日	曜	事 項	月	日	曜	事 項
1	4	日		2	17	火	
	5	月			18	水	一般選抜最終出願状況発表(14時)
	6	火			19	木	
	7	水			20	金	
	8	木			21	土	
	9	金	特色選抜願書受付期間（9日17:00まで）		22	日	
	10	土			23	月	(天皇誕生日)
	11	日			24	火	学力検査受検票交付期間
	12	月	(成人の日)		25	水	
	13	火			26	木	
	14	水			27	金	
	15	木			28	土	
	16	金					
	17	土			1	日	
	18	日			2	月	
	19	月			3	火	
	20	火			4	水	【学力検査（国、数、社、英、理）】
	21	水	【特色選抜学力検査日】 ※教育委員会が作成する学力検査を実施する学校のみ		5	木	【面接等】
	22	木			6	金	
	23	金			7	土	
	24	土			8	日	
	25	日			9	月	
	26	月			10	火	【追検査】
	27	火			11	水	
	28	水	転居等に係る地域認定願受付期間(29日17:00まで)		12	木	
	29	木	特色選抜合格内定通知		13	金	一般選抜等合格発表 第2次募集実施校公表(10時)
	30	金			14	土	
	31	土			15	日	
2	1	日			16	月	
	2	月			17	火	第2次募集願書受付期間(17日15:00まで)
	3	火			18	水	
	4	水	一般選抜願書、島根県公立高等学校入学志願承認願等受付期間（5日12時まで）		19	木	【第2次募集作文・面接検査等】
	5	木			20	金	(春分の日)
	6	金	一般選抜出願状況発表(10時)		21	土	
	7	土			22	日	
	8	日			23	月	
	9	月			24	火	第2次募集中合発表(15時)
	10	火	志願変更受付期間(出願先)(12日17:00まで)		25	水	
	11	水	(建国記念の日)		26	木	
	12	木	志願変更特別措置受付期間		27	金	
	13	金	同(志願変更先)(16日17:00まで)		28	土	
	14	土			29	日	
	15	日			30	月	
	16	月			31	火	

報告第17号
学校教育課

島根県生徒指導審議会委員の異動について

島根県生徒指導審議会委員 10 名のうち、1名の異動があったので報告します。

1 新たに任命した委員及び任期

西留 太郎（にしどめ たろう）

令和7年6月18日～令和8年3月31日

2 委員名簿

別添のとおり

〈参考〉

※関係箇所抜粋

・島根県附属機関設置条例

附属機関名	担 任 事 務
島根県生徒指導審議会	教育委員会の諮問に応じ、生徒指導上の諸問題に 関し必要な事項を調査審議すること。

・島根県生徒指導審議会規則

(趣旨)

第1条 島根県生徒指導審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等に関しては、島根県附属機関設置条例（昭和43年島根県条例第15号）に定めるものほか、この規則の定めるところによる。

(組織)

第2条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 弁護士、医師その他の関係する資格を有する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

別添

島根県生徒指導審議会委員名簿

	氏名 フリガナ	性別	職名等	居住	任期	備考
第1号 (有識者)	カワソイ タツヤ 河添 達也	男性	島根大学教育学部 教授	松江市	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	
第2号 (医師、 弁護士等 有資格者)	オオニシ トモユキ 大西 智之	男性	弁護士	松江市	同上	
	トミザワ オサム 富澤 治	男性	医師	松江市	同上	
	アラカワ ゆかり 荒川 ゆかり	女性	臨床心理士・公認心理師	安来市	令和6年4月1日から 令和7年6月17日まで	旧任
	ニシドメ タロウ 西留 太郎	男性	臨床心理士・公認心理師	雲南市	令和7年6月18日から 令和8年3月31日まで	新任
	カガヤ トシコ 深貝 登志子	女性	社会福祉士	松江市	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	
第3号 (必要と認 める者)	シゲナミ ヒトシ 繁浪 均	男性	人権擁護委員	松江市	同上	
	フジハラ ヒロシ 藤原 寛	男性	元公立小学校長	松江市	同上	
	ゴミヨウダ ハリコ 五明田 典子	女性	元公立中学校長	松江市	同上	
	クラサキ チグサ 倉崎 千草	女性	元県立学校長	松江市	同上	
	ミウラ ヨウコ 三浦 洋子	女性	元県警職員	松江市	同上	
合計	10名					

報告第 18 号
社会教育課

島根県社会教育委員の異動について

島根県社会教育委員のうち 2 名の異動があり、後任の委員について、社会教育法及び島根県社会教育委員に関する条例に基づき、下記のとおり委嘱した。

記

1 新たに委嘱する委員

中西 和志（任期は令和 7 年 5 月 20 日から令和 8 年 6 月 23 日まで）

小林 恵子（任期は令和 7 年 5 月 20 日から令和 8 年 6 月 23 日まで）

2 委員名簿

別紙のとおり

3 委員構成

(1) 男 女 別 : 男性 6 名、女性 6 名

(2) 地 域 別 : 東部 6 名、西部 4 名、隠岐 2 名

(3) 新任・再任の別 : 新任 2 名、再任 10 名

【参考 関係法令等(抜粋)】

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）

（社会教育委員の設置）

第 15 条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

島根県社会教育委員に関する条例（平成 26 年島根県条例第 27 号）

（設置）

第 1 条 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、島根県社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（委嘱の基準）

第 2 条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から島根県教育委員会が委嘱する。

（定数）

第 3 条 委員の定数は、20 人以内とする。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。

2 島根県教育委員会は、特別の事情があると認めたときは、委員の任期中でもこれを解嘱することができる。

島根県社会教育委員名簿

任期:令和6年6月24日～令和8年6月23日(ただし、異動者は委嘱日から前任者の残任日まで)

区分	ふりがな 氏名	性別	職業・職名等	居住地	地域	年数	推薦
学校教育関係者	なかにしあずし 中西 和志	男	元隠岐の島町立五箇小学校 校長	隠岐の島町	隠岐	新任	
	おおいし まなぶ 大石 学	男	浜田市立国府小学校 校長	浜田市	西部	1	
	おおた ひろみ 太田 裕巳	女	島根県国公立幼稚園・こども園長会 事務局 (松江市立城北幼稚園 園長)	松江市	東部	1	○
社会教育関係者	こばやしけいこ 小林 恵子	女	未来へつなぐいのち島根県連盟 理事 (旧島根県連合婦人会)	飯南町	東部	新任	○
	いわもとりえ 岩元 理恵	女	島根県高等学校PTA連合会 (前島根県立江津工業高等学校 PTA会長)	浜田市	西部	1	○
	ふじはらむつき 藤原 瞳己	男	特定非営利活動法人KEYS 事務局長 (社会教育士 島根大学 学生)	松江市	東部	1	
家庭教育実践者	おおじもと ゆか 大地本 由佳	女	浜田市教育委員会 教育魅力化コーディネーター (社会教育士)	浜田市	西部	3	
	ふじい れいこ 藤井 礼子	女	西ノ島町社会教育委員	西ノ島町	隠岐	3	
	やまさきみづほ 山崎 瑞穂	女	フリーアナウンサー (社会教育士 親学ファシリテーター)	出雲市	東部	5	
学識経験者	おおの きみひろ 大野 公寛	男	島根大学大学院教育学研究科 講師	松江市	東部	1	
	おおはし さとる 大橋 寛	男	島根県町村教育長会 評議員 (邑南町教育委員会 教育長)	邑南町	西部	3	
	あだち きよし 安達 清志	男	出雲市四絡コミュニティセンター センター長	出雲市	東部	1	

報告第 19 号
社会教育課

島根県立図書館協議会委員の改選について

島根県立図書館協議会委員の任期が満了し、新たな 2 年間を任期とする委員について、図書館法及び島根県立図書館条例に基づき、下記のとおり任命した。

記

1 任命した委員の任期

令和 7 年 6 月 19 日から令和 9 年 6 月 18 日までの 2 年間

2 任命した委員の氏名等

別紙に記載

3 委員構成

- (1) 男 女 別 : 男性 5 名、女性 5 名
- (2) 地 域 別 : 東部 6 名、西部 3 名、隠岐 1 名
- (3) 新任・再任の別 : 新任 5 名、再任 5 名

【参考 関係法令等(抜粋)】

図書館法 (昭和 25 年法律第 118 号)

(図書館協議会)

第 14 条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第 15 条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第 16 条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参照するものとする。

図書館法施行規則 (昭和 25 年文部省令第 27 号)

第 12 条 法第 16 条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

島根県立図書館条例 (昭和 44 年島根県条例第 12 号)

(図書館協議会の設置)

第 4 条 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 14 条第 1 項の規定により、図書館に島根県立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の委員の任命の基準、定数及び任期)

第 5 条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

2 委員の定数は、10 人以内とする。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

島根県立図書館協議会委員名簿

令和7年6月19日～令和9年6月18日

区分	氏名	性別	所属・職名等	所在地	備考
学校教育関係	三國 千秋	女	島根県国公立幼稚園・こども園長会 副会長 (大田市立大田幼稚園 園長)	大田市	
	井上 孝弘	男	島根県学校図書館協議会 副会長 (松江市立忌部小学校 校長)	松江市	
	奥 若菜	女	島根県高等学校図書館研究会 事務局員 (島根県立出雲工業高等学校 実習助手)	出雲市	新任
社会教育関係	村上 京子	女	未来へつなぐいのち島根県連盟 (旧島根県連合婦人会) 評議員	津和野町	新任
	中林 眞	男	隠岐の島町立隠岐の島町図書館 館長	隠岐の島町	
家庭教育関係	岩田 裕子	女	読書ボランティア	松江市	新任
学識経験者	伊藤 純久	男	山陰合同銀行 地域振興部 企画役	松江市	新任
	金山 和佳	女	社会福祉法人島根ライトハウス ライトハウスライブラリー施設長	松江市	
	木内 公一郎	男	島根県立大学 人間文化学部 教授	松江市	
	阿川 俊治	男	島根県町村教育長会 美郷町教育委員会 教育長	美郷町	新任

史跡の追加指定等について

6月20日(金)に開催された国の文化審議会(会長 島谷 弘幸)において、県内に所在する史跡1件の追加指定及び名称変更について、文部科学大臣に答申された。

1 名 称 (下線部を今回追加)

いづものくにやましろごういせきぐん　しょうそうあと　きたしんぞういんあと　みなみしんぞういんあと　みなみしんぞういんかわらがまあと
出雲国山代郷遺跡群　正倉跡　北新造院跡　南新造院跡　南新造院瓦窯跡

2 指 定 昭和55年12月5日(追加指定等:昭和63年5月31日ほか)

3 所在地 島根県松江市大庭町、矢田町、山代町

4 所有者 島根県ほか

5 年 代 奈良時代

6 概 要 山代郷遺跡群は、『出雲国風土記』に登場する意宇郡山代郷の2つの新造院跡とその関連遺跡。南新造院は、後に出雲國造に就任した出雲臣弟山が建立したと記されており、文献史料に登場する古代寺院が実際の遺跡として確定できる稀少な事例である。寺院や役所などと一体的に評価することで古代の出雲国における地方寺院の成立と展開がわかる重要な遺跡群として、今回、南新造院跡とその瓦を供給した南新造院瓦窯跡を追加し、名称を変更する。



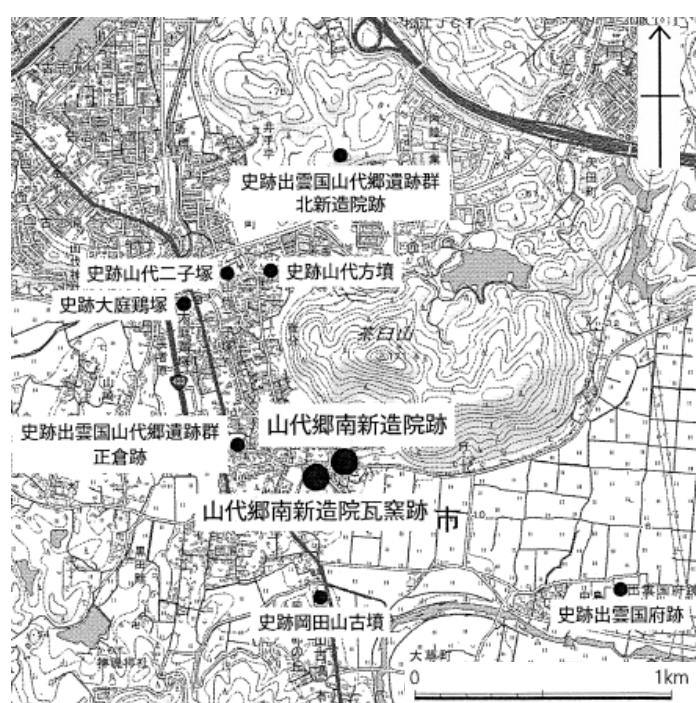
上空から見た遺跡群（南西から）



南新造院跡 南門跡（北から）



新造院瓦窯跡（北東から）



関連遺跡 位置図

報告第 21 号
文化財課

石見銀山発見 500 年島根県記念事業について

令和 9 年の石見銀山発見 500 年を契機として、世界遺産石見銀山の価値や魅力を県内外に広く発信し、石見銀山への理解促進を図るとともに、現地への来訪意欲の喚起を図るため、石見銀山発見 500 年島根県記念事業を行う。

1 記念事業の内容

(1) 記念展

次の 3 施設において共同で開催

ア 古代オリエント博物館（東京都豊島区池袋）

【展示概略】テーマ：「人類と金・銀・銅」（仮称）

金銀銅の発見から利用に至る過程など、人類と金属との関わりや文明の歴史を紹介とともに、大航海時代に大きな役割を果たした石見銀山を紹介する。

イ 島根県立古代出雲歴史博物館（出雲市大社町）

【展示概略】テーマ：「石見銀山 500 年の軌跡」（仮称）

国内だけでなく、世界の経済と交流に大きな影響を与えた石見銀山について、開発の歴史を時代別に紹介とともに、江戸時代の日本を支えた島根の鉄や銅の生産についても紹介する。

ウ 石見銀山資料館（大田市大森町）

【展示概略】テーマ：「石見銀山から始まる鉱山王国日本の軌跡」（仮称）

主に江戸時代の国内鉱山の実態について紹介とともに、これまでの調査研究から得られた石見銀山の開発の意義やその特徴等を紹介する。

(2) 国際シンポジウム

世界の鉱山遺跡の関係者を招聘し、鉱山遺跡の価値や今後の保存・活用を考えるシンポジウムを大田市内で開催

2 開催時期

- ・ 令和 8 年秋：古代オリエント博物館での記念展
- ・ 令和 9 年夏：島根県立古代出雲歴史博物館での記念展
- ・ 令和 9 年秋：石見銀山資料館での記念展
- ・ 同上：大田市内での国際シンポジウム

3 実施体制

記念事業を円滑に実施するため、次に掲げる団体で組織する「石見銀山発見500年島根県記念事業実行委員会」(令和7年5月 26 日に設立、会長:島根県教育委員会教育長)で、事業の詳細等を決定していく予定

- ・ 島根県
- ・ 島根県教育委員会
- ・ 島根県立古代出雲歴史博物館
- ・ 大田市教育委員会
- ・ 石見銀山資料館
- ・ 古代オリエント博物館